

胃がん検診（内視鏡検査）実施要領

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、胃がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する胃がん検診（内視鏡検査）（以下「胃内視鏡検査」という。）業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する50歳以上の者とする。

ただし、対象者のうち、下記の者は除く。

- （1）胃全摘術後の者
- （2）活動性潰瘍などの胃疾患で治療中または、内視鏡による経過観察中の者
- （3）入院中の者（その治療を優先するため）
- （4）妊娠中の者、またはその疑いがある者
- （5）心肺機能の低下などにより医師判断で危険と考えられる場合
- （6）内視鏡検査に関するインフォームド・コンセントを得られない者（別紙1）
- （7）その他、医師が検査困難と判断した者

2 検診回数は、同一人につき2年に1回とする。

3 抗血栓薬服薬中の者は、経鼻挿入や同時生検を行ううえで、出血のリスクを考え、適応を慎重に判断すること。

（実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙会員である医師であって千葉市胃がん検診等精度管理委員会によって認定された医師（以下「丙」という。）が実施及び第一読影を行うものとする。

2 検診実施医師の参加資格要件は、5年以上の胃内視鏡検査経験と所定の技能を有し、胃内視鏡検査経験数が診療、検診にかかわらず概ね年間100例以上、または、通算1,000例以上の者とする。

3 検診実施医師は、日本消化器内視鏡学会の専門医または他の消化器関連学会の専門医・認定医であることが望ましい。

（受診券及び検診票の配布）

第5 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。この時、次の項目を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

- （1）「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
- （2）精密検査としては、検査時に胃がんが疑われた場合に生検（同時生検）を行うこと、

またはダブルチェックで胃がん疑いとなった場合に、再度胃内視鏡検査を行うこと、及び生検の概要など

- (3) 精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は丙がその結果を共有すること
- (4) 検診の有効性（胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査（再検査）」等となる場合もあること（偽陽性）などのがん検診の不利益
- (5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
- (6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置すること

2 甲は、丙に対し、次の帳票を送付する。

- (1) 胃がん検診票（内視鏡検査）（以下「胃内視鏡検診票」という。）
- (2) 「千葉市胃がん（内視鏡）精密検査依頼書」（以下「精密検査依頼書」という。）
- (3) 「千葉市胃がん検診（内視鏡）治療結果報告書」（以下「治療結果報告書」という。）（検診方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に受診券及び有効期限内のマイナ保険証または資格確認書を持参し検診を受けるものとする。

2 検査項目は次のとおりとする。

- (1) 問診（現症、既往歴、家族歴、生活習慣、検診受診歴、妊娠の可能性の有無等）
※上記のほか、検査を安全に施行するうえで必要な情報についても問診時に収集すること（鎮痙剤の禁忌など）。詳細は、日本消化器がん学会「対策型検診のための胃内視鏡マニュアル 2024 改訂第2版」参照。
受診者には検診の目的、方法及び偶発症について説明し（別紙2）、署名により意思確認を行うものとする。

(2) 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の検査方法及び内視鏡機器の洗浄・消毒方法は、日本消化器がん検診学会による「胃内視鏡検診マニュアル」をもとに作成された「千葉市胃がん検診（胃内視鏡検査）マニュアル」に基づいて実施するものとする。

3 受診者への結果通知説明は、原則として検診受診後4週間以内に丙が対面により行うものとする。

（生検の実施）

第7 悪性腫瘍が疑われる症例については、内視鏡下における生検の同時実施も可能とする。（ただし、生検は保険診療となる。）

（二重読影・比較読影）

第8 胃内視鏡検査における第1読影は丙で行い、第2読影は胃がん検診読影委員会また

は、千葉市胃がん検診等精度管理委員会が認定した医師が行うものとする。その結果に応じて過去に撮影した画像と比較読影する。

- 2 読影する医師は、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していること。

(総合判定)

第9 判定は丙が問診、胃内視鏡検査の結果を総合的に判断し、検診票の総合判定欄に記載する。

- 2 総合判定は、一次検診医療機関が責任を持って行う。
- 3 「胃がんなし」「胃がん疑い」「胃がんあり」の中から必ず1つ選択する。「胃がんなし」は、胃十二指腸潰瘍などの良性病変として、治療あるいは経過観察が必要な病変も含む。

また、胃がん以外の悪性病変（上部消化管内視鏡検査で観察可能な臓器の悪性病変（食道がん、悪性リンパ腫など））を認めた場合は、「胃がん以外の悪性病変（疑）」も選択する。

(診断名)

第10 丙は、必要に応じて、診断名を問診票に記載する。

(事後指導)

- 第11 丙は、検診の結果、「胃がん疑い」の者に対し、「精密検査依頼書」を交付し、精密検査の方法を説明し、医療機関において、精密検査を受けるように指導する。
- 2 丙は、検診の結果、「胃がんあり」、「胃がん以外の悪性病変」及び「胃がんなし」で要治療の方針の者に対し、速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- 3 丙は、前号以外の者に対し、原則的には次回検診（2年後）を勧めるものとする。

(治療結果の報告)

第12 丙は、「胃がんあり」及び「胃がんなし（胃がん以外の悪性病変（疑）」と判定された者について、治療結果を把握し、「治療結果報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、治療結果報告手数料として、1件につき定められた額を丙に支払う。

(検診結果の管理)

第13 撮影画像記録媒体などの資料は、紛失防止・個人情報保護等により、丙が責任をもって適切な取り扱いをする。

- 2 撮影画像の記録（提出画像には必ず医療機関名と被検者名を記載する。）は電子媒体（CD-ROMなど）を使用する。

※画像ファイルの形式は、DICOM、JPEG、BMPの何れかの形式に限る。

※Windows パソコンで読み込めるものに限る。

- 3 第2読影を胃内視鏡読影委員会に依頼する場合、撮影画像記録媒体の提出は丙が行い、読影後の返送は、胃内視鏡検診読影委員会が行うものとする。

4 丙は、撮影画像データ・生検記録及び結果を記入した検診票を少なくとも5年間は保存するものとする。

(画像点検)

第14 丙は千葉市胃がん検診等精度管理委員会に対し、定期的に撮影画像データを提出し、画像評価において指摘された点の改善に努めるものとする。

(検診費用)

第15 丙は、検診費用として、受診者から3,000円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第16 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(システムとしての精度管理)

第17 丙は、精密検査方法および、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、甲から求められた項目の積極的な把握に努める。

2 丙は、診断技術の向上を図るための検討会や委員会(丙に雇用されていない胃がん検診専門家を交えた会)を設置し精度管理を行う。もしくは診断技術の向上を図るため、乙等が開催する「胃内視鏡にかかる研修会」等への積極的な参加をするものとする。

3 胃内視鏡検査を実施する医師は、「胃内視鏡にかかる研修会」に2年間連続欠席した場合、検診医療機関の資格を取り消すこともある。

4 甲は乙に、適切な方法および精度管理の下で検診が円滑に実施できるよう、精度管理に関する委員会の開催と運営等を委託し、甲と乙は協力し、検診体制の見直しやプロセス指標に基づく事業評価を行い、精度管理に努める。

5 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙(成人保健担当理事)に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

(偶発症の報告)

第18 丙は検査の中断や処置(投薬、点滴、鼻出血処置など)、病院紹介など何らかの対応が必要であった偶発症を全て、報告様式(様式1)により甲及び千葉市胃がん検診等精度管理委員会に報告する。

(事業評価)

第19 丙は、チェックリストやプロセス指標などに基づく自院の事業評価を行うこととする。

2 甲は、丙が事業評価を行うためのプロセス指標値を提供する。

3 丙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や乙から求められた項目を全て報告できるよう努める。

(広報)

第20 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、胃がん検診（胃内視鏡検査）の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第21 この要領に定めるもののほか、胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。